

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会
審査結果報告書

令和7年8月18日

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会

審査結果の報告にあたって

本選定委員会は、令和8年3月31日をもって指定期間を終了する、多摩市営駐輪場5施設の指定管理者更新にあたり設置され、令和7年5月27日の第1回委員会を皮切りに、全3回の委員会で審査を行いました。

その結果を取りまとめましたので、ここに報告いたします。

本選定委員会の4名の委員は、「多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会及び多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会設置要綱」第1条に規定する「多摩市営駐輪場の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行う」という目的を果たすべく、一致協力しながら、公正かつ適正な審査を心がけてきました。

この審査結果が、今後、多摩市にて進められる多摩市営駐輪場指定管理者候補者の決定、協定書の締結等の手続において、十分に活かされることを期待します。

令和7年8月18日

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会

委員長 講 岐 亮

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会 審査結果報告書

1. 審議経過について

回	日時・場所	主な議題
第1回	5月27日（火） 10時～11時20分 ベルブ永山視聴覚室	○委員長、副委員長の選出 ○指定管理者募集要項、要求水準書について
第2回	7月31日（木） 10時～11時45分 多摩市役所本庁舎301会議室	○事前審査結果報告 ○プレゼンテーション ○意見交換
第3回	8月18日（月） 10時～11時20分 多摩市役所本庁舎301会議室	○選定委員会審査結果報告書の作成

2. 審査について

本選定委員会は、多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会及び多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会設置要綱第2条の規定により、多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会の事前審査に合格した1団体について、選定基準に基づき審査しました。

なお、候補者募集に際して市が実施した現地見学会（令和7年6月13日）に参加した団体は4社であり、そのうち応募の申請をした団体は1団体であったとの報告を受けました。

○ 事前審査合格団体

団体名称	N C D株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 下條 治
所在地	東京都品川区西五反田4丁目32番1号

3. 審査結果について

審査は、各団体からの提出書類による書類審査、並びに、第2回選定委員会（令和7年7月31日）において実施した各団体からのプレゼンテーション（20分）及び質疑応答（20分）により、多摩市営駐輪場指定管理者募集要項に記載の選定基準に基づき、実施しました。なお、第2回選定委員会については、委員1名が欠席となったため、委員3名の合計点（450点満点）で採点を行うことを選定委員会で審議し、決定しました。

採点の集計結果は以下の通りであり、NCD株式会社を第1順位としました。

【採点集計結果】

団体名	採点合計	順位
NCD株式会社	335点	1位

【委員別採点集計】

順位	団体名	採点合計 (450点満点)	採点内訳		
			委員A	委員B	委員C
1	NCD株式会社	335点	102点	114点	119点

【多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会 集計表】

カテゴリ	No	評価項目	評価基準	配点	N C D 株式会社		
基本的な考え方	1	実施方針①	施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針となっているか	15	30	12	23
	2	基本方針②	公の施設の管理運営に対し積極的に取り組む姿勢が見られるか	15		11	
及び組織人の員安体定制性	3	団体の経営状況及び組織体制	経営基盤が安定しており、良好な経営状態であるか、また、駐輪場サービスを提供するため十分な組織体制がとられているか	30	45	22	33
	4	業務意欲の向上及び研修体制	全職員が意欲的に業務に取り組めるための工夫や研修体制等が示されているか	15		11	
管理運営	5	施設管理の安全・安定性	同種施設の管理運営業務実績がどの程度あるか。日常の施設の維持管理方法が明確であり、また、適切な照度を確保するなど、多様な利用者にとって安全・安定的な管理運営が可能か	30	105	24	76
	6	人員配置	効率的な勤務ローテーションが組まれ、安全性・利用者利便性を確保しつつ、管理要員は必要最小限の配置となっているか	30		18	
	7	快適な環境・衛生管理	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策を行えるか	15		10	
	8	コンプライアンス	労働関係法令、関係法令・条例等の遵守や個人情報保護や情報公開等の取扱いについて適切な対応を行えるか	15		11	
	9	危機管理	事故や緊急時等の行動、手順、連絡体制などマニュアル等の整備及び訓練体制が確保されているか	15		13	
事業・サービス	10	利用促進策	利用者の増加、稼働率の向上及びサービスの質の向上が図られる提案となっているか	30	180	28	132
	11	料金設定	駐輪場や駐輪場内のエリアによる料金設定や市民割引、学生割引など、定期利用の促進や利用環境向上につながる柔軟な提案や斬新な提案がなされているか	45		30	
	12	利用者の満足度向上	障がい者や高齢者等の利用について配慮されているか、利用者の要望を反映したサービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか、多摩市シェアサイクルと連携する提案となっているか	30		18	
	13	環境改善	利用しやすい駐輪区画の整理やラック配置など、現状と比較して環境改善が見込まれる提案となっているか	45		33	
	14	自主事業の実施	施設の設置目的に沿った自主事業の提案となっているか	15		13	
	15	社会貢献やマナーアップ活動	社会貢献活動を行った実績はあるか、駐輪場利用及び自転車運転のマナーアップ、自転車利用の促進に向けた取り組みはあるか、または、具体的な計画はあるか	15		10	
コスト	16	収支計画の妥当性	指定管理期間における収入、支出のバランス等、現実的な計画となっているか	30	90	26	71
	17	市への納付金	市への納付金の額又は指定割合が適切なものとなっているか	15		13	
	18	具体的な経費削減策	サービスの質を低下させずに経費を削減する具体的な提案があるか、また、物価変動に対する対策は適切か	30		22	
	19	具体的な収入増加策	収入増加の具体的な提案はあるか	15		10	
合計				450		335	

4. 選定委員会の意見

(1) 審査の視点

審査にあたっては、募集要項で示した選定の基準に基づき、各委員がそれぞれの専門分野や立場における知見を活かして審査を行い、「基本的な考え方」、「組織の安定性及び人員体制」、「管理運営」、「事業・サービス」、「コスト」といった様々な観点から意見を述べ、評価項目ごとに採点を行いました。

(2) 意見

多摩市営駐輪場の指定管理者には、事業者が持つノウハウをもとに、適切な施設管理を行うだけではなく、自転車等の利用者の利便に供することが求められます。

順位1位とした団体は、プレゼンテーションや質疑応答に臨む姿勢が優れ、また、経営基盤が安定しており、指定管理者の運営実績を十分に有するとともに、市側が要求する水準を満たしているため、多摩市営駐輪場の指定管理者を任せることが適当であると判断しています。

本選定委員会では、特に、利用促進策や自主事業の実施、収支計画の妥当性の面で優れていますと判断しました。

また、利用者の利便性を考慮した提案や市営駐輪場の実情に合わせた利用促進策など、施設の実情をよく理解し、従来以上に魅力的な施設となることが期待されます。

業務開始に向けては、今回の提案に基づき、市と指定管理者で十分協議して、施設が最大限活かされるよう進めてもらいたいと考えています。

一方で、利用者の利便性や安全性の維持及び更なる向上には、公募時の競争性担保の仕組みが求められます。

業界やそれぞれの事業者の実情を含めた公募のかけ方の工夫、地元事業者の参画の在り方、市と事業者の役割分担の在り方を含め、行政としての更なる工夫が喫緊の課題だと考えます。

最後に、これから施設は、様々な変化に柔軟に対応し、地域社会のニーズに応じた運営と体制が求められます。変化する地域環境に適応しつつ、魅力的な施設の運営を通じて、よりよい施設運営がなされることを期待して、本委員会の意見といたします。

添付資料

資料 1 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会及び多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会設置要綱

資料 2 多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会委員名簿

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会及び多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年多摩市規則第61号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、多摩市営駐輪場の指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、規則第7条の規定により、多摩市営駐輪場の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査に合格した団体について、指定管理者の候補者の選定基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）5人以内をもって構成する。

- (1) 多摩市営駐輪場の管理運営に関し専門的知識を有する者 3人以内
- (2) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 委員会の審査方法等に関する事項。

(2) 応募団体の事前審査に関する事項。

(3) 予定候補者（規則第8条第1項に規定する予定候補者をいう。）の選定に関する事項。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者（以下「審査会委員」という。）をもって構成する。

(1) 都市整備部長

(2) 都市整備部都市計画課長

(3) 都市整備部街づくり担当課長

(4) 都市整備部道路交通課長

(5) 都市整備部交通対策担当課長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、都市整備部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会の会議は、会長が主宰する。

3 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、その会議に際し、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、都市整備部道路交通課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項にあっては委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項にあっては会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

資料2

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会委員名簿

任期：令和7年5月27日から令和8年3月31日まで

	役職	氏名	区分
1	委員長	讚岐 亮	多摩市営駐輪場の管理運営に関し専門的知識を有する者
2	副委員長	増田 径子	
3	委員	金杉 浩道	
4	委員	安藤 睿二	